

尼崎市立社会体育施設利用時における熱中症予防等に向けた対応について（方針）

1. 趣旨

尼崎市立社会体育施設利用時の熱中症事故防止のため、暑熱環境時における熱中症予防のための対応方針及び熱中症事故が発生した際の対応について方針を定める。

2. 対象とする施設

社会体育施設のうちフロア等に空調設備が整備されていない以下の施設での活動

- (1) 尼崎市立園田体育館
- (2) 尼崎市立大庄体育館

※園田体育館は長寿命化工事（令和8年度）、大庄体育館は（仮称）大庄健康ふれあい体育館の新築工事（令和9年度）にてフロアへの空調整備を予定しており、空調整備が完了次第対象外とする。

3. 具体的内容

- (1) 熱中症の予防について

原則「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」（別紙参照）に基づき、次の「ポイント」に従い、中止等を判断する。

【ポイント】

対象施設の各フロア等アラーム付きのWBGT計を設置し、暑さ指数が31℃を超える場合（アラームが鳴った場合）には窓口にて通知を行う。

＜中止基準と利用料の還付＞

	教室等参加による利用	貸館等による利用
暑さ指数:31℃以上 (気温:35℃以上)	×(教室開催は中止)	○(確認書(別紙2)を提出し利用可)
	受講料の還付は行わない	利用を取りやめる場合還付する
暑さ指数:33℃以上 (気温:38℃以上)	×(施設の供用を一時停止)	×(施設の供用を一時停止)
	受講料の還付は行わない	還付する

- (2) 熱中症になったときの対応について

熱中症になったときは、熱中症対応フロー（「熱中症を予防しよう」（独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会）（別紙3参照）に基づき、適切に対応を行う。

- (3) 周知

本方針の周知について以下のとおり行う。

- ・施設窓口における案内。
- ・施設への掲示。
- ・公共施設予約システムへの案内文掲示。

4. 実施期日

この方針は、令和7年6月1日から実施する。

以 上

「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	運動の実施の可否	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	・外に出るのを避け、涼しい室内で過ごす。 ・屋外や体育館での活動及び水泳指導は、中止、延期または活動時間を変更する。（体育大会も含む）
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	・WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 ・運動する場合には、頻繁に休息をとり、水分（塩分）の補給を行う。（15分に1回程度） ・体力の低い人、暑さになれていない人（6月など）は運動を中止する。 ・体育館等を使用した集会等は、短時間とする。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	・WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 ・激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	・WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 ・熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	・WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。

尼崎市立社会体育施設利用時における 熱中症予防等に係る確認書

No.	チェック内容	チェック
1	参加者の健康状態を把握している。	☐
2	参加者の緊急連絡先を把握している。	☐
3	こまめな水分・塩分補給が可能な体制を確保している。	☐
4	運動中こまめな休憩を取ることができる。	☐
5	熱中症発生時の対応フローを理解している。	☐
6	健康問題が発生した場合には、利用者の責任において適切に対処することができる。	☐
7	ケガ及び健康状態に問題が生じた場合には、施設管理者及び設置者に一切の責任を問いません。	☐

上記内容を承知の上、施設を利用します。

20 年 月 日

代表者：

熱中症対応フロー

